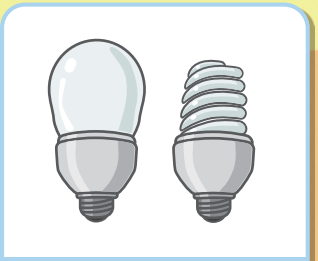
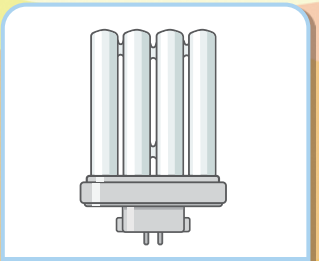
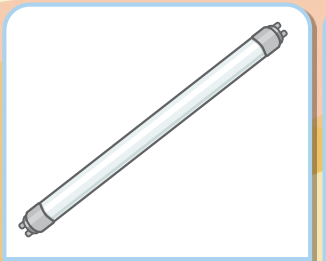
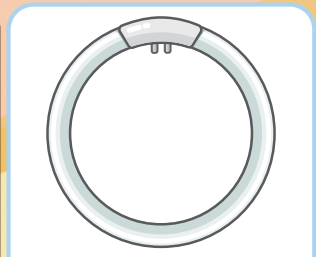
家庭やオフィス、工場など使用している一般照明用の蛍光ランプは2027年末までに製造・輸出入禁止になります

蛍光ランプ※1の種類	 電球形蛍光ランプ※2	 コンパクト形蛍光ランプ	 直管形蛍光ランプ※2	 環形蛍光ランプ※2
製造・輸出入禁止の開始日	2026年1月1日	2027年1月1日	2028年1月1日	2028年1月1日

※1 蛍光ランプは通称「蛍光灯」「蛍光管」とも呼ばれます。
※2 電球形蛍光ランプのうち 30W を超えるものは 2027 年 1 月 1 日から禁止されます。
直管形蛍光ランプ及び環形蛍光ランプのうち、ハロりん酸塩を主成分とする蛍光体を用いたものは、2027 年 1 月 1 日から禁止されます。

蛍光ランプからLED照明への計画的な交換をお願いいたします



品番の例

蛍光ランプの品番は「F」か「EF」で始まるものが多いです
(※海外製品などでは異なる場合もあります)。
蛍光ランプかどうか分からない場合は、
蛍光ランプの販売店またはメーカーにお問合せください。

⚠ 蛍光ランプの使用・販売・購入は禁止されません。

⚠ 廃棄方法について

ご家庭の場合 お住まいの自治体のルールに従って分別・排出してください。

オフィス、工場の場合 廃棄物処理法などの関係法令に従って適正に処理をしてください。

環境省
Ministry of the Environment

詳細は、環境省のホームページをご確認ください。
環境省　蛍光ランプ　禁止　検索